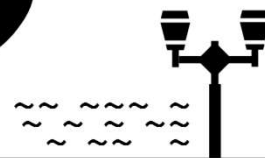




くらしの
ニュース

おたる

～消費生活についての情報をお届けします～



10代・20代に知ってほしい消費者トラブル

進学や就職などで新たな生活が始まる時期が近づいてきました。

そこで今回は、新たなスタートを切る10代・20代に事前に知っておいてほしい消費者トラブルをご紹介します。

原状回復

に関するトラブル事例

賃貸住宅を退去する際、管理会社から原状回復を求められ、壁紙の全面張替え費用など10万円以上を請求された。不注意で破損させた部分は仕方ないが、修繕費用の全額負担は納得できない。



Point

～トラブルへの対処法～

- ☒ 契約する際は、契約書に記載されている退去時の特約等を必ず確認してから契約しましょう。
- ☒ 経年劣化と日常生活で生じる傷や汚れなどの通常損耗は貸主負担、故意・不注意による破損は、原則として借主が修繕費を負担する必要があります。入居前に貸主側と一緒に賃貸住宅の状況を確認し、入居前からある傷や汚れ等を写真やメモで記録しておくようにしましょう。
- ☒ 修繕費に納得できない場合は、国土交通省が定めた「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に十分な説明を求め、話し合います。

副業

に関するトラブル事例

SNSの広告で「100万円稼げる！」との広告を見つけ、事業者のSNSに登録した。事業者から電話で「副業をサポートする。絶対もうかるから」などと言われ、指示通りに消費者金融から50万円を借りて支払ったが、サポートもなく、収益も増えないので返金してほしい。

Point

～トラブルへの対処法～

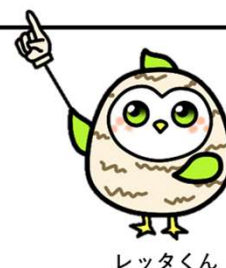
- ☒ 「簡単に稼げる」などのうまい話はありません。SNSや広告を鵜呑みにしないようにしましょう。
- ☒ 怪しい副業では、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサポート料等さまざまな名目でお金を支払われる可能性があります。そのような副業で高収入を得られる保証はないため、借金をしてまで契約することはやめましょう。
- ☒ 事業者からの電話勧誘により契約した場合は、特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当し、クーリングオフできる可能性があります。

困ったら消費者センターに相談！

知識豊富な消費生活相談員が解決策などをアドバイスしたり、事業者との交渉の手伝い（あっせん）を行います。相談はもちろん”無料”です。

☎ 小樽市花園2-12-1 小樽市役所別館5階（月曜～金曜 9時～17時）

☎ TEL 0134-31-3682 FAX 0134-23-7978



毎月生活必需品小売価格調査（令和7年3月調査分）

◆ 食料品（100 g 当たり、税込み価格）

◆ 燃料（税込み価格、▲はマイナス値）

品目	平均価格 (円)	品目	平均価格 (円)
ほうれん草	108.04	豚 肉	282.65
キャベツ	55.37	国産牛肉	349.18
はくさい	59.88	輸入牛肉	242.87
バレイショ	46.01	鶏 肉	150.76
玉ねぎ	32.78	卵(1パック)	292.84
長ねぎ	95.17	まぐろ	409.99
大 根	24.98	ホッケ開き	137.36
にんじん	55.72	牛乳(1ℓ)	248.22
きゅうり	89.16	しょうゆ(1ℓ)	340.75
トマト	84.23	みそ(750g)	322.85
ななつぼし (10kg)	7,982.97	サラダ油(1kg)	372.98

品目	平均価格 (円)	最安値 (円)	最高値 (円)	対 前月比 (%)	対 前年比 (%)
灯油 (1ℓ)	132.31	114.40	164.67	0.39	10.89
レギュラー ガソリン (1ℓ)	175.99	171.80	178	-0.28	2.12
プロパン ガス (5㎡)	6,809.76	5,076	8,085	0.06	2.22

◇ 調査日 毎月5日

◇ 調査品目 食料品22品目、燃料3品目

◇ 調査店数 52店（食料品：14店、燃料：38店）

◇ 調査結果 小樽市HPでも公開しています。

※ 休業日等により、調査日の前後日に調査を行う場合があります。

小樽市HP



*** 「移動消費者教室」のご案内 ***

消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活相談員が悪質商法などを解説する「移動消費者教室」を開催しています。消費者トラブルに遭わないために、学校、町内会、会社などでの積極的なご活用をお願いいたします。なお、お問合せ・お申込みは、下記までお電話ください。

【お問合せ・お申込み先】 小樽消費者協会 TEL：0134-31-3682 FAX：0134-23-7978

< 移動消費者教室メニューの一例 >

賃貸住宅トラブルの防止

入居時の契約トラブルや退去時の原状回復費用等のトラブルを学ぶことにより、トラブルに関して備えることができます。



最近の悪質商法の実態

消費者を狙う悪質商法の手口や、実際に相談を受けた具体的な事例を知ることにより、悪質商法への対応が身につきます。



高齢者向け

高齢者が被害に遭いやすい訪問販売・電話勧誘販売・特殊詐欺等の手口とその対処法を知ること、被害の未然防止に役立ちます。



【発行元】

小樽市 生活環境部 生活安全課
〒047-8660
小樽市花園2-12-1

TEL：0134-32-4111（内線389）
FAX：0134-22-1345
MAIL：syohi-seikatu@city.otaru.lg.jp



消費生活・
消費者問題
の注意喚起
情報